

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省）

制 度 名		「生活支援戦略」策定に係る税制上の所要の措置	
税 目		所得税、国税徴収法、その他関係のある税	
要 望 の 内 容	「社会保障・税一体改革大綱」（平成 24 年 2 月 17 日閣議決定）に基づき平成 24 年秋を目途に「生活支援戦略」を策定し、生活困窮者対策と生活保護制度の見直しを推進することになっている。 これを踏まえ、生活困窮者の自立に向けた生活自立支援サービスの体系化を検討しており、その内容を踏まえ、生活自立支援サービスに係る税制上の所要の措置を講じるとともに、非課税とされている生活保護制度について、所要の制度見直しを行う。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （ － 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 「社会保障・税一体改革大綱」に基づき、重層的セーフティネットの構築に向けて、生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについて、総合的に取り組むための「生活支援戦略」を平成 24 年秋を目途に策定することになっている。生活困窮者の自立に向けた生活自立支援サービスの体系化等を図るための検討等を進めており、その結果を踏まえ、所要の措置を講じる。		
	(2) 施策の必要性 現在検討中の生活自立支援サービスについては、担税能力が低い生活困窮者向けのものであり、その効果が減殺されることがないよう、所要の措置が不可欠である。また、非課税とされている生活保護制度について、所要の制度見直しを行う必要がある。		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の 高い福祉サービスの提供等を図ること 施策大目標 1－1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること
		政 策 の 達 成 目 標	- 生活困窮者に対する生活自立支援サービスを体系化し、その自立を促す。 - 生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長すること。
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	
		同上の期間 中 の 達 成 目 標	
		政策目標の 達 成 状 況	
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	
	相 当 性	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	地方税においても同様の要望を行っている。
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との 関 係	

		要望の措置 の 妥 当 性	現在検討中の生活自立支援サービスについては、担税能力が低い生活困窮者向けのものであり、その効果が減殺されないよう、所要の措置を講じる必要がある。また、非課税とされている生活保護制度について、所要の制度見直しを行う必要がある。
これまでの 租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績		
	租税特別措 置の適用に よる 効 果 (手段として の有効性)		
	前回要望時 の達成目標		
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由		
これまでの 要 望 経 緯			